

## 厚生文教常任委員会先進地行政視察報告書

### I 視察の目的

道内先進地における諸施策の実施状況を視察調査し、当町の現状を踏まえて今後の議会活動に処するため。

### II 視察日程 平成27年11月9日（月）～11月11日（水）の3日間

### III 視察先及び調査事項

#### 1 沼田町

##### (1) 調査事項

[健康づくりと検診率の向上について]

①健康づくりと検診率向上の取組について

#### 2 札幌市 社会福祉法人札幌恵友会 特別養護老人ホーム たんぽぽの丘

##### (1) 調査事項

[社会福祉施設の第三者評価について]

①福祉サービス第三者評価によるサービスの改善について

#### 3 千歳市

##### (1) 調査事項

[ICTを利用した教育振興について]

①千歳市立勇舞中学校公開授業視察

②ICT環境について

③デジタル教材の活用方法について

④ICT利活用広域連携推進事業について

[教育相談について]

①不登校、非行、怠学、いじめなどの相談について

②千歳市学校適応指導教室「おあしす」について

### IV 参加委員等

- |                 |  |
|-----------------|--|
| (1) 厚生文教常任委員会   | 室崎委員長、石澤副委員、堀委員、音喜多委員、佐々木敬治委員、杉田委員、(6名)              |
| (2) 随員職員（議会事務局） | 福田議事係長   |
| (3) 執行機関出席者     | 保健福祉課 阿部課長、早川補佐<br>町民課 石塚課長<br>教育委員会 滝川指導室長、田崎管理課長補佐 |

### V 視察調査結果

次のとおり。なお、視察先から提供された資料等については、別途保管といたしたい。

## 1 沼田町

〈対応者〉	沼田町議会副議長	高 田 勲
	議会事務局長	三 浦 剛
	保健福祉課長	黒 田 美 和
	あんしんセンター準備室長	赤 井 圭 二
	保健福祉課	按 田 義 輝
	保健福祉課	西 尾 佳 代

### (1) 視察地選定理由

沼田町は特定検診の受診率を平成20年の37・7%から平成26年は66・5%まで引き上げている。

どのような施策が展開されているか。検診率向上のための事業と住民の健康づくりについて我が町にも参考とするものが多いと考え、当地を訪れ話を聞いた。

### (2) 沼田町の概要

沼田町は空知地方北部に位置し、南部は石狩平野の北端部で肥沃な水田地帯、西部は牧場、畑作地帯、他の二方は山岳地帯となっている。

人口は3,612人(22年国調)、面積283.21㎏、基幹産業は稲作。

1970年代、人口は8,000人台であったが雨竜炭坑の閉山により、稲作中心の現在の姿となった。雪冷粳貯蔵の「雪中米」が有名。

### (3) 特定検診受診率の高揚

#### 1、事業展開以前の状況

平成23年当時沼田町では

「医療費が毎年上昇、増大していく」

「国保の基金は2億円あったものが赤字により毎年取崩され残8千万円に迄減少」

「生活習慣病の医療費が全体の50%（全国平均30%）を占める」

「特定検診の受診率が上がらない」といった問題を抱えていた。

#### 2、事業の取りかかり

平成24年「私の健康が作る沼田の未来」の標語の下、特定検診の受診率を引き上げ、町民の健康づくりの意識高揚をはかるとの方針が打ち出され、受診率60%以上、道内10位以内との目標が設定された。

### (4) 特定検診業務の内容

#### 1、沼田町が行う特定検診は4種ある。

集団検診・・・年2回(7月、10月)延べ6日	町健康福祉総合センター
女性検診・・・年2回(7月、10月)延べ2日	旭川厚生病院
人間ドック・・・随時(6月～3月)	旭川厚生病院 沼田厚生病院
個別検診・・・随時(6月～3月)	沼田厚生病院

- 2、対象者の受診の意向を把握するため、4・5月に対象者全員に検診申込書を送付する。

受診申込者に対しては受診券を発行する。

受診の申し込みのない者には未受診者 対策事業を行う。

未受診者の意向や事情を調べ、適切な対応を行う。

受けないとの回答者は通院者や職場検診者が多い。

連絡のない者（無回答者）は経年未受診者が多い。

#### （5）受診率を向上させる諸施策

- 1、検診料金（自己負担額）を無料とした。

無料化により低所得者層の受診者が増えた。

未受診者は健康意識も低く、保健師の指導が特に必要となる。

無料化のみで受診率向上は図れるものではない。未受診者対策と一体となって大きな効果を生む。

- 2、積極的広報活動を行う。

4月～11月「国保だより・検診時特集号」を集中的に発行する。

受診率と医療費の動向を公表する。

住民の健康チェックの気運を高める。

- 3、若年検診を推進

20歳～39歳についても特定検診と同様の項目の検診を実施する。

自己負担額は無料とする。

#### （6）未受診者対策

- 1、検診意向調査で「受けない」と回答した未受診者

「受けない」理由を聞き、正当でなければ特定検診を受けるよう電話・はがき・訪問により勧奨する。

職場（事業主）検診受診者や個人的に人間ドックを受診している者、定期的通院者が多い。

これらについては検査項目を補完し特定検診に替える。そのため事業主や本人に検診結果の提出を依頼する。（窓口に来て貰うことで問診もできる。）

通院者は通院に合わせて受診券を発行し、特定検診として受診してもらい必須検査項目を揃える。

病院、医師の理解、連携により特定検診の受診につながる。

- 2、検診意向調査で「受ける」と回答したが受診しない者

集団検診の受診券は発行しているが受け忘れ等による受診しない者は受診日当日、本人への受診勧奨を行う。次回の集団検診等の予約をすすめ、新たな受診券の発行を行う。

人間ドックの受診券を発行した者については定期的に確認し受診を促す。

- 3、検診意向調査で「無回答・未提出」の未受診者

本人への受診勧奨を積極的に行う。

電話・はがき・訪問により勧奨する。  
経年未受診者が多いので、必ず働きかけを行う。

(7) 意向調査で「受けない」と回答した者「回答のない者」を中心とした受診勧奨事業の内容

- 1、未受診者を搭載した名簿を作成する。  
電話勧奨、はがきによる勧奨、訪問勧奨、勧奨不要者のより分けを行う。
- 2、勧奨方針については細かく規定する。  
原則として総合検診を奨め、日程の合わない場合は個別検診を奨める。  
経年未受診者は必ず受診勧奨する。がん検診も勧奨する。
- 3、電話勧奨については外部委託を行っている。  
電話勧奨は対象者1人につき最低3回行われる。受託会社の担当者は保健師等の資格者があたっている。
- 4、経年未受診者のうち、1年以上の医療機関の受診のない者など一定の条件に合致する者は電話勧奨ではなく、町保健師が自宅を訪問して勧奨する方法をとる。
- 5、受診カードの作成  
未受診者については受診者名簿を作り、当年度の当初申込時の状況、特定検診の受診状況、勧奨方法、医療機関の受診状況など必要事項が一覧できる体制を作る。  
対象となる町民一人一人のデータはカード化を図り勧奨の記録をつけ、担当者がその状況を把握する体制を作る。カードには自由記載欄があり、その都度状況を記載する。  
電話応答から特別の事由がわかった場合には、直ちに町保健師に連絡され対応が図られる。  
町福祉課担当者や保健師等による見守りが、きめ細かに行われるようになる。

(8) まとめ

- 1、特定検診の受診率を上げることで住民の健康意識をたかめ、住民の生活の質の向上をはかる。この施策は成功しているものと思われる。  
今回の視察では時間の都合もあり、受診率の向上に関する部分に説明が集中し、後期高齢者についての生活習慣病予防や検診、或いは保険事業の全般についての説明は得られなかった。  
沼田町の用意した資料では、成人の健康運動指導、高齢者の健康運動指導や介護予防に関する各種の事業メニューが示されてはいたものの、その一つ一つについて踏み込んだ内容と成果を聞くことはできなかった。
- 2、学ぶべき点は多い。  
受診率の向上という一つの事業目的を掲げて、その遂行のために医療機関を始めとする関係機関との密な連携とデータの体系的集約、情報の公開、住民への執拗なともいえる働きかけが行われていること、受診しやすい体制作りが綿密に構築されていることは参考になる。  
具体的には、特定検診が集団検診だけにとどまらず、女性検診、個別検診が用意

されていること、がん検診、人間ドックもセットされていること、自己負担の無料化を図っていることは注目すべきである。

未受診者への受診勧奨という点では、未受診者一人一人の状況把握のためデータをカード化し、関係者が共有できる体制がつくられていること、電話勧奨等で得られた個々人の特別事情が、すぐ町の保健師につながり、素早い対応がなされる体制ができていることは大いに参考とすべきである。



■あいさつする沼田町副議長



■担当者から説明を受ける

## 2 札幌恵友会特別養護老人ホーム「たんぽぽの丘」

〈対応者〉	たんぽぽの丘施設長	柴田 邦彦
	事務課長	松本 仁
	施設福祉課長	美阪 由紀子

### (1) 視察地選定理由

特別養護老人ホームたんぽぽの丘は平成23年に第三者評価機関によるサービスの評価を受け、業務の改善を行っている。

厚岸町においては平成25年特養心和園とデイサービスを町直営から社協に業務委託するに当たり、第三者評価機関の評価を受けることとした。

先駆的に行っている当該施設の状況を視察し、参考としたいため視察地として選定した。

### (2) 施設の概要

1、特別養護老人ホームたんぽぽの丘は、社会福祉法人札幌恵友会が運営する介護老人福祉施設である。札幌市中央区南八条西二六丁目1-2 に平成13年開設された。

入所定員は90名（内短期入所生活介護10名対応）で、1床室が18室、2床室が36室となっている。

在宅サービスでは、介護予防短期入所生活介護（ショートステイ）及び通所介護（デイサービス）定員30名の事業を行っている。

2、この施設は入所定員24名の障がい者支援施設つばさを併設している。

1階に地域交流センターを設置し、地元町内会とも連携して、地域向けのセミナーや認知症サポーター養成講座など地域との交流を重視した活動を積極的に取り組んでいる。

3、社会福祉法人札幌恵友会は昭和52年に設立され、現在特養3施設、介護老人保健施設1施設、軽費老人ホームA型1施設、ケアハウス1施設、生活支援ハウス1施設、グループホーム3施設、障がい支援施設1施設のほか通所介護及び居宅介護事業を展開している。

### (3) 第三者評価の進め方

1、施設開設10年を機に外部機関の評価を受けたいという声が職員の中から出た。

自分たちとしてはよかれと思っていることや、適切な行為と考えていることが客観的に見てもその通りなのか不安であり確認したい、専門家の客観的評価を得たい、との声に応じて第三者評価を受けることになった。

2、評価方法は業務110項目につき自己評価をするところから始まる。

ここでは評価委員会を立ち上げ、まず個々の職員が自分の仕事に関して自己評価を行い、これをグループ毎に話し合い意見を集約する。最終的に施設全体の自己評価として報告書をまとめるという方法をとった。

この作業は7月から始めて3ヶ月を要した。

9月に報告書を評価機関である道社協に提出した。

この報告書をうけて道社協が訪問調査のうえ評価を行い、平成24年3月2日に結果が公開された。

#### (4) 自己評価作業を通じて得たもの

- 1、個々の職員が膨大な項目について自分の仕事をチェックしなければならず、負担は大きかった。しかし自己検証、グループ討論を通じてあらためて知ることも多く、また本人はよかれと思ってやっていることが利用者には伝わっていないことに気づかされることもあった。
- 2、この作業を通じて一人一人が自分は専門家だという自覚をもって仕事にあたるようになった。

#### (5) 道社協の指摘を受けて

- 1、自分たちが良いと思ってやっても、それが他者の目で見ると最適とは評価されず、不適切とされることもあり得るということを常に意識するようになった。
- 2、自分は組織の一員、自分の仕事だけが良くても組織全体としてきちんとした連携協力なしには、施設の業務は質のよいものとはならない。

業務の質の向上を広い視点で捉えるようになった。

- 3、これは仕方がないと、お互い暗黙の内に認め、あきらめていたものが指摘を受けることで、なお一層の努力工夫が必要と明確に意識できた。

具体例として「施設の理念の明確化」「身体拘束」「介護マニュアル」があげられる。

「施設の理念の明確化」では不十分との評価を受け、施設理念を定めその理念に基づいて規定し、要綱を整備した。

「身体拘束」では胃瘻カテーテルの自己抜去の防止や皮膚搔き傷による出血防止のためミトン（手袋）を使用しているが、否定的評価の指摘を受け、仕方がないではなく、何とか使用しないですむ方法がないか皆で研究している。

「介護マニュアル」については手順が中心で利用者の尊厳、プライバシーの尊重など介護サービスの基本に関することが文書化されていないとの指摘を受けた。

介護マニュアルの見直しとその手順書の重視を徹底した。

また職員同士が互いに意思を声に出して伝え合うことを徹底した。

#### (6) まとめ

- 1、職員の負担は大きいですが、それに十分値する効果を上げている。  
毎年は無理というが、継続的に行っていく場合同様の負担となるか、また職員の負担を軽減しながら同様の効果をあげる方法がないか一考の余地があろう。
- 2、評価の公表により、利用者や家族に対しても施設サービスの内容を明確に示すことができる。
- 3、担当者から効果が端的に述べられていたが、もともと職員の意識が高く、職員の発案で第三者評価の導入が図られた施設である。

厚岸町においてどのような効果を生み出すか注目している。

4、質疑応答では地域との交流、ボランティアの受け入れ、実習生の受け入れ、介護離職などが話題となった。

この施設は地域に開かれた施設を目指しボランティアの受け入れや実習生の指導を積極的に行っている。

実習生を受け入れ指導するには、施設職員に一定レベルの能力が要求され、職員にも大きな刺激になる。この施設で実習し、ここに就職するという効果も出ている。但し外部との交流は感染症などのリスクもあり神経を使うところである。

介護離職については職員の意識が高いせいか、他の施設に比べ多くはない、特にこの第三者評価作業を経験した職員には離職が見られないとのことであった。



■施設長から説明を受ける



■園内風景



## 1 千歳市

### (A) ICTを利用した教育振興

〈対応者〉	千歳市議会副議長	高田	勲
	議会事務局次長	佐々木	智
	議会事務局総務課係長	青山	聡
	教育委員会企画総務課長	荒川	裕昭
	企画総務課係長	堀田	裕
	学校教育課係長	吉見	章太郎

#### (1) 視察地選定理由

平成22年総務省が実施している「ヒューチャースクール推進事業」においてICT機器の利活用による児童生徒の主体性や学力を高めることが実証されるとされ、教育の情報化の推進がうたわれている。

また、文科省の「教育の情報化ビジョン」において、具体的目標として、2020年度までに全教室に電子黒板の配置、子供一人1台のタブレット端末の整備及び校内無線LANの構築を掲げている。

先駆的試みとして、学校に於けるICT機器の整備の他、千歳科学技術大学と連携して事業をすすめている千歳市の実情を視察した。

#### (2) 千歳市の概要

千歳市は人口93,504人(22年国調)、面積594.95km<sup>2</sup>であり、市街地は東西に長く広がっている。西部は山岳地帯で支笏洞爺国立公園になっている。中東部は石狩平野南部となり、市街地となっている。

北海道の空の玄関口である新千歳空港があり、国内線国際線を合わせた乗降客数は年間1,800万人に達する。

空港、高速道路(道央自動車道、道東自動車道)があること、苫小牧港に近いことから工業団地が集積している。

また市内には、陸上自衛隊第7師団と航空自衛隊第2航空団の基地や演習場があり、自衛隊と共存した社会を築いている。東千歳駐屯地、北千歳駐屯地、千歳基地の隊員は合わせて9,100人(推定)で、退役者や隊員の家族を含めると、市内人口のおよそ26%を占める。

千歳市の平均年齢は、41.3歳(22年国調)で、北海道一若いまちとなっている。

#### (3) 小中学校のICT機器の整備

##### 1、電子黒板・実物投影機・ブルーレイレコーダーの整備

平成25・26年度の2ヶ年で、市内全小中学校(小学校17、中学校9)の全普通教室に「電子黒板・実物投影機・ブルーレイレコーダー」287式を整備した。

総事業費は1億5,431万8千円(1式 約50万円)となる。

各教室にテレビの配置がなかったため、テレビチューナーを持っているブルーレ

イレコーダーとテレビモニターとして利用できる電子黒板を組み合わせることでテレビ配置の経費を浮かしたとのこと。

本事業は当初3年計画で行う予定であったが、防衛の予算がつき1年前倒しして、2年間で整備することができた。

なお、学校側からの強い要望もあり、平成28年度から小学校の少人数指導教室及び中学校の特別教室にも同様のセットを配備する予定である。

## 2、タブレット端末及び校内無線LANの整備

小学校1校をモデル実験校とし「タブレット端末（1クラス分児童40台・教員用2台）、充電保管庫、教材ソフトウェア、無線LANシステム」を整備した。

総事業費は3,078万円となっている。（校内の無線LANシステム整備が一番高価で2,000万円を要した。）

これを基にタブレット端末の活用方法とその効果について検証し、運用体制、導入のコスト等課題を抽出し、市内全小中学校への整備を視野に検討を行っている。

## 3、デジタル教科書の整備

小学校教科書改訂に伴い、平成27年度から使用する教科書に対応したデジタル教科書を全小学校に整備する。デジタル教科書は副教材で、主要4教科につき導入した。

デジタル教科書によりPCに取り込まれた動画・写真・音声などを駆使し教科書に準拠した内容の説明が分かり易く行われる。総事業費は2,100万6千円となる。

また、平成28年度は中学校の教科書改訂にあわせ、主要5教科のデジタル教科書整備を行う予定である。総事業費は950万円となる。

### （4）ICT機器を使用した公開授業の参観

1、文部科学省委託の「ICTを活用した教育推進自治体応援事業」の公開研究会が行われており、千歳市立勇舞中学校においての研究発表会「ICT機器を使用した公開授業」を、参観させて頂いた。市内の教員だけではなく他の自治体からも多くの参観者があり混み合っているため、現場で説明を受けながら参観というわけにはいかなかったし、また総てをゆっくり見ることはできなかった。

2、公開授業の1つ「外国語」ではインターネットを利用して外国の同年配の生徒と英語でやりとりをしていた。教室は6つの班に分かれてビデオでの対話を行い、教師の机には6台の端末が置かれ、生徒の行っている状況を把握することができ、また1つの班の相手方とのやりとりを電子黒板に写し出し、皆が見ることもできる。

数学では幾何の問題の解法を生徒が電子黒板に書き込む、教師がそれに意見や別の解法を示す、教師とのやりとりを教室の皆が一緒に見て理解していく、その授業風景を見学できた。

体育の授業では、スマートフォンと電子黒板を組み合わせ、バスケットのシュート練習を動画に撮り、数十秒後にその姿を電子黒板に映し出し、自分のフォームを見ると言うことが行われていた。

生徒がタブレット端末を上手に使いこなしていたこと、子供達の楽しげな様子が印象的であった。

- 3、勇舞中学校のICT環境は、千歳市と千歳科学技術大学の協同による「ICTを活用した教育推進」研究事業の一環としてタブレット端末及び有線LANシステムを千歳科学技術大学の支援を受けて設置したものである。

#### (5) 千歳科学技術大学との連携事業（e-ラーニングシステム）

- 1、千歳科学技術大学は、平成10年開校以来千歳市と協力してe-ラーニング用電子教材の開発等新しい教育システムの確立と普及に努めてきた。

e-ラーニングシステムは、千歳市の委託事業により千歳科学技術大学が開発した学校や家庭においてインターネットを利用して学習するシステムである。

教科書の内容に動画や音声を加えた教材を活用して、自分のペースで繰り返し学習ができる。

- 2、千歳市では、平成15年度からは市内中学校の推進協力校でe-ラーニング教材を活用した授業と生徒個人へのパスワード発行により、家庭学習にその活用を図っている。

e-ラーニング教材は、主に推進協力校を中心として活用してきたが、平成18年度からは千歳科学技術大学と教育委員会が連携し、市内全小中学校を対象として、家庭学習にe-ラーニングを活用できるようすすめている。

#### (6) まとめ

- 1、文科省の示す方向にも見られるとおり、教育現場の電子化の流れはこれから大きく進んでいくものと思われる。

今回、先進地の千歳市を視察してその感を強くした。

- 2、ICT機器の整備による教室の電子化により、児童生徒の授業に対する興味の強さ集中度に顕著な効果が現れており、また電子黒板の使用により板書の時間が短縮できその分子供一人一人と向き合う時間が作れる、各人の習熟度に応じた指導がやりやすくなるといった利点が挙げられていた。

また、語学の授業風景に見られるよう、地球の裏側の同年代同士が話し合うなど、ICT機器のない時には考えられなかったことが可能になっている。

- 3、新しい試みだけに検討すべき課題も多い。

導入費用は決して少額とは言えず、費用対効果についてはまだまだ論議の余地があると思われる。また、めまぐるしい更新により旧型の仕様の機器やソフトが使えなくなってしまうという電子機器業界特有の商法にどこまで対応すべきかという問題も残る。

- 4、電子黒板・タブレットなどのICT機器を取り入れ、児童生徒の学力向上に十分効果を発揮させるためには、それを使いこなす教師の能力も要求されよう。教員の研修などの体制整備も必要不可欠である。

今回視察してきたICT機器の整備による教育効果の推進は、この機器がなければすべて行えないものではなく、厚岸町において現在学校で使われている電子機器（パソコン、インターネット回線など）を活用してより一層教育効果を上げる方策も検討すべきである。

I C T機器の整備にあたっては、これら多くの課題を十分検討の上すすめることが必要である。

5、千歳科学技術大学との連携事業（e-ラーニングシステム）は興味をそそるものであった。

千歳科学技術大学は自治体と連携してこの事業を進めている（費用は2500人の登録で65万円程度）。

このシステムはインターネットを利用して各人が個別に学習できるものでインターネット環境さえあれば学校でも家庭でも、いつでもどこでも学習でき、予習や復習に活用されている。

厚岸町においても利活用の方法、導入の是非につき調査検討されることを望む。



■自分のフォームを確認



■外国の子どもと話し合う中学生

## (B) いじめ、不適応児童等に対する対応

〈対応者〉 議会事務局次長 佐々木 智  
議会事務局総務課係長 青 山 聡  
青少年課 廣 田 剛 彦

### (1) 視察地選定理由

国は平成25年6月に「いじめ防止対策推進法」を制定し、これに伴い「いじめの防止等のための基本方針」を策定した。

これをうけ、千歳市では平成26年3月に大変精緻な「千歳市いじめ防止基本方針」を策定している。

また、教育委員会にいじめや学校不適応児等の問題に対応する部署を設け、問題の解決予防にあたっている。その実情を視察した。

### (2) いじめ事案の対応

1、平成20年6月に死亡事故があり、保護者からその原因が「いじめ」にあるとの疑問が呈せられ、大きな問題となった。

当時、新聞等によるいじめ防止キャンペーンの途上でもあり、マスコミはこれを大きく取り上げ教育委員会はその対応に追われた。

この経験のなかから教育委員会も多くのことを学んだ。

2、このような経験を踏まえ、市教委では早い時期に詳細な「千歳市いじめ防止基本方針」の策定に取り組んだ。道でも未だ「いじめ防止基本方針」は出来ていない時点で横浜市など大都市の「基本方針」をモデルにした。

「千歳市いじめ防止基本方針」を策定しただけで終わらせてはならない。教育現場において基本方針の趣旨を徹底するため、策定後各学校において「〇〇学校いじめ防止基本方針」を作るよう指示した。

それぞれの学校の特色をもったものになるよう指導助言をしている。

3、「いじめ」でないかという疑念を持たれる重大事件が発生した場合、学校、教育委員会ともにやるべきことをきちんと行っていないければ、どんな説明をしても保護者等関係者の信頼を得ることはできない。

対応に当たっては言葉遣いには十分気をつける、相手方の疑問や意見を良く聞く、丁寧な対応を心がけると同時に必ず複数の人間で対応することが求められる。

これらは日常のクレームの対処においても同様の注意点となる。

保護者からの学校、教委に寄せられる疑問、苦情、抗議は大変多い。モンスターペアレントと言われる種類の言動もないわけではない。しかし予断を持たず真摯に相手方の訴えかけを聞くことが基本である。

子供の言うことがすべて真実だとは限らない。学校や教育委員会の調査がすべてを明らかに出来るとは限らない。やるべきことをきちんと行っただけで、解らないことは解らないとしながら子供にとって最も好い解決法を考えていくことが大事である。この場合学校任せではなく、教育委員会が直接相談にのることで、相手方に

誠意が伝わり解決を容易にした事案も見られる。

- 4、いじめに関し一番大事なことは、日常いじめとも言えない「いじめの萌芽」となりかねない些細なことを、一つ一つ取り、いじめを未然に防ぐことである。

千歳市ではいじめアンケートを年4回実施している。そこでいじめに繋がると思われる事案の記載のあるものは、必ず面接調査を行い事実の確認をし、複数の教員の見解を付けて教育委員会に報告するようにしている。また問題なしとした記録についてもすべて6年間保存する。これは教員を守ると言う効果もある。過去にこの子を取り巻く状況がどうだったのか、その対応に問題はなかったのかを問われたとき、根拠のある回答ができることになる。

### (3) 教育委員会青少年課

- 1、千歳市では教育委員会に青少年課生徒指導係、青少年指導係を置き、教育相談、生徒指導、児童生徒の安全防犯対策に直接教育委員会がのりだす体制を作っている。

児童生徒の非行、非行少年に対し教育委員会職員が相談員として溜まり場に出かけ、子供達と直接向かい合って指導を行っている様子を、具体的事案を通して説明を受けた。

- 2、子供達は大人が本気で自分のことを考えてくれているのか、自分を信じてくれるのかを敏感に悟る。彼らの信頼を得るのは、正に問われるのは担当者の本気度である。子供達の信頼を得て彼らが心を許し相談をするようになる関係を築いてはじめて立ち直りが可能になる。

そのためには相談窓口として、担当者の携帯電話は24時間受け付けるし、夜中でも本人や保護者と面会して相談にのる。警察や児童相談所、家庭裁判所、場合によっては消防（救急）とも緊密な連絡をとって子供を守ることを第一に動いている。

子供が非行に落ちていくスピードは非常に速い。1週間程度で最悪の状態になることもある。しかし立ち直るには多くの困難と1年2年という時間がかかる。

保護者や関係者とともに本人に寄り添って辛抱強く、一步一步その立ち直りを支えていかねばならない。

### (4) 要保護児童ネットワーク協議会

- 1、いじめ、粗暴、引きこもり、虐待、不登校など問題を抱える子供のため、学校、教育委員会、保健所、幼稚園、保育所、児童相談所、裁判所など関係する機関が連携してことにあたるネットワーク協議会を構築している。

- 2、どの機関が直接関わるかは事例により様々である。

問題解決の窓口として、青少年課やスクールソーシャルワーカーが対応する場面も多い。

### (5) 学校適応指導教室「おあしす」

- 1、学校に行きたくても行けない子供達のために、学校とは別の教室「おあしす」を設置した。

場所は青少年会館に置き、相談指導は教育委員会の指導員があたる。午前中が学

習、午後からは集団活動として運動や体験学習を組み入れる。

- 2、子供達はこの教室に通い笑顔を取り戻し団体行動になれ、喜んで通うようになっていった。その意味で正に彼らのオアシスになっている。しかしそれでは本来の目的を達したことはない。彼らがきちんと学校に通うことのできる、普通の生徒に戻ることを目指している。

そのため、週に一度学校にプリントを取りに行くことを試み、更に進めば学校でテストを受ける、少しずつ教室に戻る訓練も行う予定である。

周囲が本人の努力のプロセスを大事にする対応を心がけ、結果論で叱らないことが大事である。

- 3、中学を終え社会に出る子供、高校に進学する子供については、その進路の相談にのり、保護者とも十分相談し、進学の手導も行っている。

不登校を脱して登校するようになる大きなチャンスは高校の進学時で、その子の性格にあった学校を選び、相談や指導をしている。高校に進学して途中で退学した子供は殆どいない。唯一の例外は定時制に進んだ子供で、働きながらの進学の難しさは大変なものがある。

- 4、不登校となるきっかけがいじめというケースは少ない。

それぞれの児童が何らかのトラブルを抱え、不登校に陥る。

早い段階でスクールカウンセラーをはじめとする担当者と学校、保護者の緊密な連絡のもと、その対応が重要である。

#### (6) 情報端末（ネットトラブル、スマホ、SNS、ツイッター、ライン等）による問題

- 1、最も今日的かつ深刻な問題である。いじめや子供の生活習慣の破壊を惹起する可能性がある。

情報端末利用の実態はなかなかわからない。子供達にアンケートを採っても本当のことを答えているとは限らない。

アンケート調査結果と異なり、教室に入って子供達に直接問いただすと、小学生の20～30%がスマホを使って無料通信アプリを行っていた。ライン、コム、バイバ、カカオトークなどの無料通信アプリ（無料トーク）のすべてを使っている小学生が数名いた。

- 2、千歳市教育委員会では、PTAと協力して、スマホやその充電器は居間でしか使わない、夜9時以降は使わない等の情報端末使用の家庭内ルールを作るよう指導している。

ネットトラブルの問題については命の大切さを知る、相手を思いやるといった人としての基本的な事柄を身につけるよう啓発していくことが大事であり、これしかないと考えている。

そのため市内全小中学校で教育委員会の行う人権教室、警察の行う非行防止教室を開き、そこでネットトラブルのことや、危険性について学ばせている。

- 3、通信アプリ企業の説明担当員に講演を依頼したが、利便性やこれらのいいところしか言わない。弊害と対策について尋ねると、自分たちが悪いわけではないとの自

己防衛の話しか出てこない。このような中で子供達を守らなければならない。危険性をいろいろな所で伝えていくことが大事である。

#### (7) まとめ

1、いじめ、非行、不適応等子供の抱える問題は多い。その根にあるといわれる家庭環境もまた多様である。千歳市は産業の発展も顕著で人の流入移動も激しく、また人口比も若いと説明を受けた。

その反面家庭環境に問題のある児童生徒も多く、不登校児が100人にのぼることであった。それぞれの街が抱える問題は一律ではない。

2、千歳市教育委員会はその抱える問題を的確に抽出し、その解決のため適切な体制を作り対応をしている。この姿勢は学ぶべきものが多い。と同時にその担当職員の熱意には感服した。

子供達は担当者の本気度を敏感に悟る。彼らを信じて接し、彼らの信頼を得なければ施策の効果はあがらないとの言は心に響くものがあった。

3、情報端末、ネットトラブルの問題は現在児童生徒を蝕む深刻な事態であるとの認識は千歳市でも同じであった。



■いじめ対策について説明する担当職員



■千歳市役所前にて